

市からの連絡帳

ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。

ファミリー会員の登録を希望する方は出席してください(子ども同伴可)。
時・場 8月24日(日) 午前10時～正午・イングリッシュ3階会議室

必要なもの
保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚
印鑑

80円切手1枚(会員証郵送用)
申・締 8月22日(金) 午後5時までにファミリー・サポート・センターへ電話(☎438-4121)で申し込んでください。

子ども家庭支援センター(☎425-3303)

高齢者支援

敬老行事に補助金交付

9月の敬老月間に行われる地域の個人・団体の企画・参加の敬老行事に補助金を交付します。

対 敬老行事を行う個人・地域団体など(施設事業者などの主催行事は除く) 申請は1回限り。

特別養護老人ホームなどの事業者が主催する行事は除く。

対象行事 9月1日～30日開催の市内の70歳以上の方が15人以上参加する、名称に「敬老」の文字のある敬老行事(ハイキング・カラオケ大会・食事会・囲碁将棋大会・観劇会など) 補助上限額 1行事 20,000円

申 8月1日(金)から開催の2週間前までに、高齢者支援課(両庁舎1階)・出張所・福祉会館・老人福祉センター・老人憩いの家の窓口にある申請書に記入し、高齢者支援課へ直接持参。

高齢者支援課(☎438-4028)

訪問介護員(2級課程)養成研修

在宅福祉の重要な担い手となる訪問介護員の養成研修を実施します。修了には、講義・実技・実習のすべての受講が必要です。

期間 9月8日(月)～12月19日(金)
講習時間 講義58時間・実技42時間・実習30時間 合計130時間

3級修了者は免除科目あり
場 高齢者センターきらら^ほか

対 市内在住・在勤で、訪問介護員として働いている方・働くことが確定している方・働くことを希望する方 定20人(申し込み多数の場合抽選) 54,600円(講習費)と6,800円(テキスト代)

申 高齢者支援課(両庁舎1階) 窓口にある申込書に記入し、8月1日(金)～11日(月)に高齢者支援課へ直接持参(3級修了者は修了証書(写)が必要)

応募状況により、申込期限後でも受付可能な場合がありますので、お問い合わせください。受講決定者には受講決定通知書を送付します。

高齢者支援課(☎438-4028)

福祉

心身障害者タクシー料金助成

従来のタクシー利用券の有効期限切れにともない、新しいタクシー利用券を交付します。

従来のタクシー利用券は使えませんが、未使用分は返却してください。

対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方

受付期間 8月1日(金)～29日(金)(土・日曜日を除く)

期間以降も申請できますが、申請した月分からの助成となります。

受付場所 障害福祉課(両庁舎1階)

必要なもの
身体障害者手帳または愛の手帳申請書

障害者本人の認印(代理人の方が申請する場合はその方の認印も) 障害福祉課(☎438-4035)

心身障害者自動車燃料費助成

対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方で運転する同居の家族がいる方

身体障害者手帳4級で自ら運転する方

受付期間 8月1日(金)～29日(金)(土・日曜日を除く)

受付場所 障害福祉課(両庁舎1階)

郵送も可
必要なもの

現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み)

障害者本人の認印(代理人が申請する場合はその方の認印も)

車検証のコピー
運転免許証のコピー

障害者本人の振り込み先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)

請求対象期間内に給油した際の領収書など(原本)

対象期間 2～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課(☎438-4035)

障 心身障害者医療費助成制度各種手当・助成制度の所得限度額・現況届

～限度額～

いずれの制度についても前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回対象になると思われる方は必ず申請してください。

心身障害者医療費助成制度は9月中、各種手当・助成制度は8月中(重度手当は11月中)に申請の手続きをお願いします。障害程度、年齢制限など各種の要件があります。

詳細はお問い合わせください。所得限度額 別表のとおり

～現況届～

特別障害者手当など・重度心身障害者手当受給者の方に対して、現況届の用紙を郵送しましたので、期限内の提出をお願いします。

提出期限 9月1日(月)
障害福祉課(☎438-4035)

平成20年度所得限度額表 (単位:円)

手当・助成名称	障・心身障害福祉手当・各種助成	特別障害者手当・障害児福祉手当	
税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者等)	障害者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	5,124,000	7,175,000

各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

生活福祉課事務室が移転

生活福祉課生活福祉係・援護第2係(保谷保健福祉総合センター1階)と調整係(同センター4階)の事務室が、7月22日から保谷庁舎1階東側に移転しました。電話番号は同じです。

生活福祉課(☎464-1311 内線2312)

防災

「総合防災訓練」を実施

時 8月30日(土) 午前9時～正午(予定)
場 保谷小学校



市では震災時も含め、火災から高齢者の方の命を守るため、住宅火災警報器購入・取り付けに係る助成を実施中です。

詳細はお問い合わせください。
危機管理室(☎438-4010)

暮らし

住宅リフォーム

市内の建築関連事業者で組織する「西東京市住宅リフォーム斡旋セン

ミャンマ・サイクロン・中国大地震 災害救援金の報告

7月10日まで市の施設に設置した募金箱に寄せられた救援金は、次のとおりです。救援金は、日本赤十字社に送金しました。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。
❖ミャンマ・サイクロン 185,779円 ❖中国大地震 203,619円
生活福祉課(☎464-1311 内線2312)

ター」を通して、住宅増改築・修繕・畳・植木・塗装・屋根など各種職人さんをお呼びします。

申 電話で都市計画課へ(午前9時～午後4時30分)

❖住宅増改築相談
時 毎月第1金曜日(休日に当たるときは翌週) 午後1時30分～4時

場 田無庁舎2階・保谷庁舎1階ロビー
都市計画課(☎438-4051)

文化

こもれびホール休館日

8月14日(木)は、館内清掃・保守点検のため臨時休館します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

場 保谷こもれびホール(☎421-1919)
生活文化課(☎438-4040)

その他

市議会から

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことは禁止されています。

実費が伴う行事や会費が必要な催しをご案内いただく際には、会費を明示してください。

議会事務局(☎460-9860)

パートタイム労働法が 変わりました～4月1日施行～

事業主の皆さんは、パートタイム労働者の働きや貢献に応じて通常の労働者と均衡のとれた待遇を確保することなどが求められます。

改正パートタイム労働法に関する相談・お問い合わせは、東京労働局雇用均等室へ。

場 東京労働局雇用均等室(☎03-3512-1611)
産業振興課(☎438-4041)

営業用はかりの定期検査

商店、病院などでの証明などに使用する「はかり」は、2年に1度の検査を受けなければなりません。

対象の方には、東京都計量検定所から「はがき」で事前に通知します。

時 8月5日(火)～9月2日(火)(土・日曜日、祝日は実施しません)

検査料 500円から(機種による) 通知の無かった方、新たに「はかり」を使用するようになった方、「はかり」を使用しなくなった方は、お問い合わせください。

場 東京都計量検定所検査課(☎03-5470-3638)
産業振興課(☎438-4041)